

当組合の取扱商品の誤認防止にかかる留意事項について

・当組合で取扱う商品について、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

貯金

- 共済商品ではありません。

投資信託

- ① 貯金でも共済商品でもありません。
- ② 預貯金と異なり、預金保険制度および貯金保険制度の対象ではありません。
- ③ 投資信託は値動きのある証券に投資します（また、外貨建資産にはこのほかに為替変動もあります）ので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ④ 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者が負うこととなります。
- ⑤ ご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の支払い対象ではありません。
- ⑥ お申し込みの際は必ず「目論見書」（一体として交付される書面を含む。）、「契約締結前交付書面」の内容をご確認ください。

共栄火災の保険商品

- ① 貯金でも共済商品でもありません。
- ② 預貯金と異なり、預金保険制度および貯金保険制度の対象ではありません。
- ③ 元本は保証されておらず、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。